

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年5月15日開催 全国地方銀行協会／

令和6年5月16日開催 第二地方銀行協会]

1. マネロン等対策に係る当面の対応について

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」については、2024年3月末に対応期限を迎え、4月末に「対応結果の報告」を提出いただいたところ。経営トップのリーダーシップのもと対応を進めてこられたことに感謝申し上げます。
- 金融庁としては、当面の間、本報告を踏まえたモニタリングを通じて、各金融機関における態勢整備状況の確認を行っていく。
- こうしたモニタリングの結果を踏まえて、これまで申し上げてきたとおり、必要に応じて個別に行政対応を検討する場合があることを改めて申し上げます。
- 今後は2028年に予定されているFATF第5次対日相互審査も見据え、各金融機関においては整備したマネロン等リスク管理態勢を適切に運用し、その有効性を検証し、継続的に態勢を維持・高度化する必要がある。
- 金融庁としても、各金融機関における、こうした有効性の検証等の取組みについて先行的に対応を実施している金融機関の事例を共有するとともに、各金融機関の参考となるような一定の目線・考え方を整理できないか検討を進めてまいりたい。

2. 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」について

- 4月17日、マネロン等対策に関する政府の新たな行動計画が策定、財務省ウェブサイトにおいて公表された。
- 新たな行動計画は、今後3年間の政府及び金融機関等が実施すべき取り組みを取りまとめたものであり、金融業態においても、官民一体で、リスクベースアプローチに基づきマネロン等対策の強化・高度化を着実に進めていく必要がある。
- これまでの計画では期限を定めて基礎的な態勢整備を主に対応いただい

てきたところ、今後は態勢の実効性を高めていくとともに、金融犯罪の巧妙化をはじめとするリスク環境の変化にも対応できるよう取り組んでいただきたい。

- また、金融庁としては、共同システムの安定運営等により、我が国の金融業態のマネロン等対策の底上げについても対応していく。
- 各金融機関の経営トップの方々においては、引き続き自らのリーダーシップの下で、これまでに整備した態勢の下、その有効性を高める取組みを着実に進めていただきたい。

3. 手形等のサイトの短縮への対応等について

- 4月30日、公正取引委員会が「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更」を公表したことを受け、公正取引委員会及び中小企業庁より、手形等のサイトの短縮への対応について周知の要請があった。
- これを踏まえ、各金融機関は、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者からの資金繰り支援の相談に丁寧かつ親身に応じるとともに、事業者の業況や資金需要等を勘案し、事業者に寄り添った柔軟かつきめ細かな資金繰り支援に努めるよう、要請文を発出したので、周知徹底方よろしくお願いしたい。
- なお、手形・小切手の取扱いを巡っては、「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」において、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との最終目標を掲げ、官民一体で取組を進めており、各金融機関等による取組がより一層推進されるよう、引き続き対応をお願いしたい。

4. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 各地域金融機関におかれては、日頃より「REVICareer（レビキャリ）」を活用した人材マッチングに尽力いただき感謝。
- レビキャリの足元の実績について申し上げますと、大企業人材の登録者数が累計2,985人、求人件数は累計1,914件、マッチング件数については、累計77件となっている。
- 今後も引き続きレビキャリを活用いただきながら、地域企業の人材ニーズに応えていただきたい。

5. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 3月8日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催。各障がい者団体から、「口座開設手続きにて家族以外の同行者の代筆を断られたため改善及び代筆の内規の徹底をお願いしたい」「対面サービスを行う店頭窓口に、代筆・代読を行っている旨の表示をお願いしたい」といった意見・要望が出された。
- 4月19日に意見交換会の議事概要を金融庁ウェブサイト公表しているため、参考にさせていただき、一層、障がい者等に配慮した取組を進めていただきたい。
- また、例年実施しているが、今後、障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査を発出し、完了次第、結果を還元する予定。

6. IMF 金融セクター評価プログラム (FSAP) について

- 2023年4月～2024年5月にかけて、IMFの金融セクター評価プログラム (Financial Sector Assessment Program : FSAP) に基づく対日審査が行われ、IMFによる報告書が5月14日に公表された。
- IMFは、FSAPを通じ、加盟国の金融セクターの安定性を評価しており、日本を含む主要国は5年に一度審査を受ける（前回の対日審査は2017年に実施）。本プログラムでは、システミック・リスクや金融規制・監督の枠組み等について、包括的かつ深度ある評価がなされる。
- 報告書において IMF は、日本の金融システムは最近の一連のショックに対して強靱であり、金融規制・監督の枠組みは2017年の前回評価時から顕著に進展したなど、日本の金融システムの現状を高く評価している。
- 他方で、システミック・リスク分析等を踏まえて一部脆弱性が指摘されているほか、日本の金融規制・監督に関する更なる改善点について提言があった。
- 今回の審査にあたっては、各金融機関にもデータ提供やヒアリング等協力いただいた。金融庁としては、IMFの提言内容も参考にしつつ、金融システムの強靱性を確保するための努力を継続していく。

7. 金融経済教育推進機構（J－FLEC）について

- 4月5日に設立された金融経済教育推進機構（^{じえい ふれっく}J－FLEC）について、4月末に公式ウェブサイトが開設され、今後の業務運営方針等が発表された。金融庁及びJ－FLECにおいては、官民一体となって、国全体として中立的な立場から金融経済教育を推進していくべく、8月の本格稼働を目指し準備を進めている。
- J－FLECの認知度を向上させ、事業内容を周知するため、広報用フライヤー及びリーフレットを作成しており、J－FLECウェブサイトでも公表している。J－FLECの概要や事業内容が分かりやすくまとまっているので、各金融機関にも紹介する。とりわけ、従業員向けの金融経済教育の提供にあたっては、企業にJ－FLECを活用いただくべく、会員各行から取引先企業への周知の協力をお願いしたいと考えており、これらの広報資料も積極的に活用いただき、取引先企業にJ－FLECの活動を周知いただけると幸い。

（参考）J－FLEC広報用パンフレットの公表 URL

- ・フライヤー（簡略版）：https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/J-FLEC_flyer_A4.pdf
- ・リーフレット（詳細版）：https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/J-FLEC_leaflet.pdf

8. Japan Weeks 2024 について

- 国際金融センターや資産運用立国の実現に向けた取組みの一環として、9月下旬から10月上旬にかけ開催する「Japan Weeks」について、特設サイトを開設した。
- 特設サイトは今後更新していくので、各金融機関においてはぜひ注目してもらいたい。また、Japan Weeks 中にイベント開催を予定している方においては、総合政策課に随時情報をお寄せいただきたい。

（参考）Japan Weeks 2024 特設サイト URL

- ・<https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/lp/japanweeks2024/>

（以 上）